山口県社会福祉事業団
求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための基本方針

令和８年１０月１日　制定
理事長　内畠　義裕

１　目的

本事業団は、「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」の基本理念に基づき、利用者やそのご家族、事業団で働く職員一人ひとりが大切にされ、笑顔で毎日を過ごすことができるように努めています。

また、本事業団はいかなる形態のハラスメントや差別を許しません。すべての求職者等が安心して求職活動等を行える環境を整備し、公平・公正な求職活動を推進するために本方針を策定するとともに、別に定めるマニュアルにより「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」（以下「就活セクハラ」という。）の防止に努めるとともに、万が一就活セクハラが起こった場合の対応等について職員及び求職者等に周知・啓発します。

２　求職（採用）活動等に関する規定

求職者等と事業団職員との面会及び連絡の方法について、以下のとおり規定します。

(1) 求職者等の個人情報を職員間で共有する際、共有する内容及び範囲を必要最低限とし、個人情報の悪用防止を図る。
(2) 求職（採用）活動等における面会は夜間を避け、面会場所は事業団事務局、施設または求職者等が所属する教育機関等の建物内に限定する。
(3) 面会の際は、可能な限り複数の職員で対応する。
(4) 求職者等との連絡は事業団の固定電話、業務用携帯電話（スマートフォン）及び業務用メールアドレスに限定する。

３　就活セクハラを行った職員への対応

就活セクハラを行った職員または本方針の規定に違反した職員に対しては、各就業規程の定め等により厳正な処分を行います。

４　相談窓口の設置

事業団が設置する「ハラスメント相談窓口」を就活セクハラ相談窓口とし、ホームページ等において周知します。また、別に定めるマニュアルや研修等を通じて、相談窓口担当者が適切な対応を行うことができるようにします。

５　その他の措置

就活セクハラの相談者等のプライバシーは保護されるとともに、相談したことまたは事実関係の確認に協力したこと等を理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることはありません。

６　基本方針等の周知・啓発

本方針等は、以下の方法により職員及び求職者等に周知・啓発を行います。

(1) 事業団ホームページや各種資料への掲載及び配布
(2) 職員研修実施要綱に定める「本部研修」及び「施設拠点研修」における研修、講習等の実施